

茨城工業高等専門学校グローバル教育センター規則

〔平成29年2月9日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校学則第11条に規定する内部組織として設置する、グローバル教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、次に掲げる事項を遂行することを目的とする。

- (1) 本校のグローバル化の推進
- (2) 外国人留学生（以下「留学生」という。）、海外留学及び海外研修の支援
- (3) 外国の大学等との学術交流の促進
- (4) 地域の国際化への寄与

(業務)

第3条 センターは次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) グローバル化の推進に関すること。
- (2) 留学生の受入、支援に関すること。
- (3) 外国の大学等との学術交流に関すること。
- (4) 本校の学生の外国への派遣、留学支援に関すること。
- (5) その他、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織等)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 一般科目及び各系から選出された者 各1名
- (4) 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補から選出された者 各1名
- (5) その他校長が必要と認めた者 若干名

(センター長等)

第5条 センター長は校長が指名する者とするとし、副センター長はセンター長が指名する者とする。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長を補佐する。

(任期)

第6条 センターの職員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項に規定する職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門等)

第7条 センターに、センターの業務を遂行するため、次の部門等を置くものとする。

- (1) グローバル事業部門
- (2) 国際連携部門
- (3) 国際交流室

2 部門等に長を置き、センター職員の中からセンター長が指名するものとする。

3 部門等の長の任期は、センター職員の在任期間とする。

(部門の業務)

第8条 各部門の業務は以下のとおりとする。

- (1) グローバル事業部門の業務
ア 本校のグローバル化に関すること。

(2) 国際連携部門

- ア 留学生の受入れ及び本学の学生の派遣に関する事。
- イ 奨学金等の手続きに関する事。

(3) 国際交流室

- ア 留学生の交流に関する事。
- (センター会議)

第9条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、センター会議を置く。

2 センター会議は次に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) 第4条第2号から第5号の規定により選出された職員
- (3) 事務部長
- (4) 総務課長及び学生課長

(事務)

第10条 センターの事務は総務課及び学生課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校国際センター規則（平成26年1月28日制定）は、廃止する。